

一 般 質 問 通 告 書

上記の件について、下記のとおり質問したいので、会議規則第62条第2項の規定により通告します。

2022年 8月22日
東村山議長 あて

議席番号 11番
質問者 山口 みよ

記

一 持ち家に住んでいる生活保護利用者への対応について

1. 資産活用支援のための土地・家屋の調査を開始してから、売却するまでの支援員やCWの流れとかかわりをうかがいます。
2. 資産活用について生活保護利用者が納得できる説明や同意をしていただくために努力している内容をうかがいます。
3. 支援員の所属と資格をお伺いします。
4. 持ち家に、そのまま居住が認められる基準をうかがいます。
5. 住宅維持費支給の内容と補助額をうかがいます。
6. 住宅維持費について利用者に説明がされているかうかがいます。
7. 土地・家屋の売却額が低く、転居のためなどで借金ができてしまうということが起きた場合でも、生活保護は打ち切られるのかうかがいます。
8. 売買契約をした後、生活保護利用への影響とお金の流れをうかがいます。

二 低所得世帯へのエアコン購入・設置補助について

1. 生活保護を利用されている方について、2018年4月1日から、エアコン設置が認められ、購入費用が54000円出るようになりました。この基準から外れ設置できない世帯数をうかがいます。
2. 2018年4月1日以前に生活保護を利用された方がエアコン設置を要望しても購入費補助は出ないので、福祉資金を借りるよう紹介されたそうです。国や都に要求しながら、市独自の支援策が必要です。お考えをうかがいます。
3. 生活保護世帯の場合、エアコンの修理費用は住宅維持費で賄える筈ですが、利用者の方へ周知はされているのでしょうか。うかがいます。
4. 家庭内での熱中症が一番多いといわれています。東村山市内でもエアコンのない家で高齢夫婦が亡くなっていたという事件があったことを受け、再びこのようなことが起きないようにと、私たちは超党派連名で低所得世帯へのエアコン購入費・設置費・修理費・電気代の補助を求める要望書を市長あてに提出しました。
消費税10%導入、コロナ禍で収入減少、物価高で収入が低い世帯ほど生活困窮被害が集中しています。40度近い異常な暑さであ

っても、エアコンを買うことや壊れていても直すお金がないなど
余裕がないのが現実です。国が生活保護世帯に対して、エアコン
は最低生活維持のために必要と認めました。本来であれば国や都
が生活困窮世帯に補助をすべきと思いますが、喫緊の課題として
市独自施策で、使えるエアコンがない高齢者や障がい者世帯から
だけでも補助を求めます。お考えをうかがいます。

5. 気候変動による異常気象はしばらく続くのではないのでしょうか。

市として、市民の生活実態を把握し、誰一人取り残さない施策を
作っていくことが必要です。調査活動を求めます。お考えをうか
がいます。